発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話 3033番 8100
編集兼発行人 澁田紀生

われわれは長期抵抗路ぢ、ち、
・被災者を守り、小さな団結を日本中にひろげよう。

組合日誌

1月
8日　中央執行委員会
10日　保安協議会
12日　中央委員会 殉職者表彰
13日　保安担当者三川入坑、点検 生産会議
14日　団体交渉 各支部委員会
15日　炭労保安調査団入坑

五人組を基礎に監視要求を

労資のトップ交渉を注目しつつ

反合理化の姿勢堅持

中央委員会 当面の斗争方針を決定

大変災後結ばれた協定の上に立って、われわれのたたかいをさらに発展させる当面の斗争方針は、去る一月十二日の中央委員会で決定された。大変災による三池労組関係の被害者一六三名を含む二三九名の仲間たちの退職者喪影の後、方別ストの一時中断をむね今後の方針についての討論に入り、約三時間にわたる討論の結果、提案を了解した。なお、この方針は一九日の支部委員会で集約される。なお、決定された方針の大綱はつぎの通り

合理化は変らない

一昨年四月に全員の討議で決定された「長期抵抗路線」は、三池斗争後三池労組に加えられた不当不法な弾圧・組織攻撃を、資本主義下における合理化強行そのものとしてとらえた上での基本的な斗争路線である。

そして利潤追及の合理化がいよいよ急ピッチである以上、三池労組にたいするムチと第二組合に対するアメの政策にも行きつまりが生じるし、三池労組全員の抵抗斗争がその矛盾をさらに拡大するという展望を明らかにしてゐた。

昨年二月に提案され、七月に強行された第三次合理化は、まさに私たちが分析し、展望した通りの事態をバクロした。

いま、私たちは第三次合理化強行に対して、全員で「不調印」を決意し、不屈にたたかっているが、今次大変災は、「人命無視」という、だれも許すことが出来ない合理化の本当をさらけ出した。

したがって、大変災をめぐる今次協定のなかで、第三次合理化は基本的には何ら解決をみていないし、むしろ会社側は大変災による大損失（五〇億円以上ともいわれている）を取戻すために、合理化の速度をさらに早めて利潤増大を必死にはかるということを見逃すべきだ。

会社側の態度政策を追及

方別スト一時中断

正常化について

労資正常化についてはつぎのように考え方を統一する。

(1)会社側のかんがえ方

一、人命無視の保安ボを非難する社会的与論で「正常化」をいわざるをえなくなった。

二、三池労組の不屈の抵抗斗争で従来の力の政策を変えざるを得なくなった。

三、生産を上げるため、従来と変つた家族政策を含めた生産第一主義をはかろうとしている。

(2)三池労組のかんがえ方

一、不当な切り行為そのものである会社の諸政策には、従来同様反省と改善をあくまで求める。

二、いかなる場合にも第二組合のようなスト権を含む労働基本権の放棄はありえないし、会社側の政策に変更や反省が無いかぎりわれわれの姿勢は変えない。

三、しかしわれわれの当然の主張を会社が認めるかぎり、双方の確認事項は実行する。

四、今次の諸協定の実行と、「正常化」についてのトップ会談を注目し、差別、切り崩し、組合無視などについての改善を全員で監視するとともに追及する。

五、「正常化追及」については炭労としも三池労組に指示しているところであり、一定期間を限って「方別スト」を中断せよという分析に立っている。

六、われわれは遺族・被災者援護、保安確保の履行等施に全力を上げ、一面では右の職務判断に立ち、当分の間「方別スト」を中断して「正常化」について全員で追及する。

大衆斗争路線を強化

第三次合理化との関連

かさねていうまでもないが、今次協定で「第三次合理化についての解決がはかられたのではない。したがって、三池労組としての反合理化「不調印」の姿勢は不変であり、長期抵抗の構えをさらに強化する必要がある。

したがって「正常化」についての話し合いの中では、不当は不当として具体的にその反省を求め、改善を要求するが、従来の大衆斗争路線をさらに強化し、不当にたいする抵抗斗争を「人びとりが推進しなければならない。

反独占斗争として

より広範なたたかいを

われわれは従来から合理化不当強行を独占資本の反動諸政策につながる資本家の企図であるとして、反合理化斗争を反独占斗争と位置づけ、職場における抵抗斗争を中心に広範な斗いを組んでいきたい。

今次協定の実行を監視、要求すると同時に、より根本的なたたかいとして次のものをとり上げる。

(1)労災法改正斗争
労災遺族補償の引きとげ、障害補償の引きとげ、休業補償の引き上げなど。

(2)労災病院の設立
現地に労災病院を設立させる。

(3)刑事、民事上の責任追及

春斗体制固まる

大幅賃上げをめざす総評など春闘共斗委員会（百五十単産六百五十万人）は、一月十一日の事務局会議を皮切りに三月から四月上旬の高原斗争に向けて春斗の実力行使体制を固めている。当面の春斗準備日程はつぎのとおり。

まず総評は一月二十日に幹事会を開いて具体的な春斗方針を検討し、二十一、二十二の両日組織部長会議を開く。つづいて二十三日に春斗共斗委員会戦術委員会を開き、春斗後半の戦略戦術を決める。翌二十四日は地方代表を含めた春斗全国討論集会（総評本部）が開かれ、二十五日には二月の最賃月間に備えて最賃制代表者会議。また春斗の教宣活動を強化するため二十六日から三日間、神奈川県湯河原町で総評教宣集会が開かれる。二十九日には総評議員会が開かれ、二月十四、十五日の臨時大会（東京・九段会館）に提案される春斗方針などを討議する。さらに二月十日に春斗共斗委員会全体会議を開き、三月二、三日ごろの春斗第一次全統一行動（予定）を検討することになっている。また二月十日から三日間、第二回社会保障研究大集会（東京・久保講堂）も開かれる。

職場で協定の充実を

斗う構えを作ろう

第二組合は、個人個人が係員に服従しており、団結して動くというようなことはないので、今度の大変災で現場の組合員が特別にどうこうというようなことはない。

職場は、ただ結ばれたというだけではまだまだ無に等しいという実態がみんなの話で出てきたが、これはみんながあるべきも現場で斗う体制をつくらねばこの協定書もやはり実施させることは出来ないということと思う。

現場での実際の斗いを。

係員が「繰込みのときに係員が当然なのだが、私たちの場合は係員が軍隊式に「集合」と声をかけている。

私たちは以前から、労働者を軽視したものだと話合ってきた。第二組合の分会員三名に話したところ彼らも同調したので、今後はますます、係員にていれいな言葉づかいをするよう要求してたたかいを起そうとしている。

「労資正常化」などといっても結局は私たちの権利は私たちの力で守らねばならない。

E 一斉一時間休けいの問題が会社は、実労力時間を延長するために、現場をなるべく現場に帰るまでが一時間の休けいだといっていることを押しつけてきた。

私たちはあくまでも既得権を守るために、休けい所で一時間休むということを会員で実行してきた。ところが会社側は、中の一人に、罰金カットを強行してきた。このような会社の横暴と政策は、不当な合理化強行そのものだし、いまもなんと変っていない。

五人組を基礎に

大衆斗争路線の再確認

A 金員が確認できるのは、現場では協定の前を後も、係員の表面的な言葉づかいはともあれ、何も変ったことはないということだ。

あくまでも大衆斗争路線を立って、五人組を基礎にした抵抗をつみ上げていくということであり、皆の腕のいのちを、なにか甘いものの期待するという気持は、捨ててみて、なくなったのではないだろうか。

A 会社の発表では、毎月六〇名を保安のために繰込むということだが、この点の実施状況や経過についても注意し、不当は改善させるよう指示してもらいたい。

A 今日、私の分会の分会長が係員に抗議していたのですが、係員は、今までも差別はしていないし、今もそのつもりはないと言っている。

B 保安問題について、係員が神経をとがらせていることは事実だ。しかし、私は「落盤でも起すと三川に配転されるかもしれない」と係員が話しているのを聞いた。これでは、本当に反省していることにはならないのではないだろうか。

F 私たちの職場では、職間から「差別はなかった」

係員は何の反省もない

司会 係員の態度などは。

A 今日、私の分会の分会長が係員に抗議していたのですが、係員は、今までも差別はしていないし、今もそのつもりはないと言っている。

B 保安問題について、係員が神経をとがらせていることは事実だ。しかし、私は「落盤でも起すと三川に配転されるかもしれない」と係員が話しているのを聞いた。これでは、本当に反省していることにはならないのではないだろうか。

F 私たちの職場では、職間から「差別はなかった」

協定内容は知らぬ第二組合員

司会 第二組合員の態度はどうですか。

E 第二組合員は今度の協定の内容は全然知らされていないようだ。彼らにも、保安常会などで意見をいう機会はあるのだが、もし何か言うと、すぐ係員に知られて、翌日の配役から差別されるではないかということを端端におそれているようだ。

A 変災後第二組合員が保安要員によく出動していたが、彼らの中には「いまのうちに補助しておかないと、三川に配転されるかもしれない」と言っている者もいた。

現場の狀況は変りない

なされたのは炭じん対策だけ

大変災後、結ばれた協定をもとに、再び三池労組の斗いはじまっている。去る二日の中央委員会では当面の斗争方針が提案され方別ストの一時中断などについての戦術展開と指導部・職場における協定履行の調査および従来の長期抵抗路線をさらに強化する大衆斗争路線の推進についての意義づけを行い、全員の大衆討議にかけられることになった。編集部では、去る十一日宮浦支部の仕事に集まってもらい、災労後の職場の実態、今後の斗う決意などを語ってもらった。（写真上は共の表彰状を受けとる遺族）

司会 みなさん、お疲れのところどうもご苦労さまです。まず、協定後の職場の狀況とみんなの気持をも。

A 私の職場では三年間も本来の作業（運搬）からハネ出されていたので、差別をなくすという意味で、トップ交渉に期待する気持はみんなにある。

F 私の職場（掘進）では差別は前と同様です。だから、協定どおり交渉をするので方別ストを一時中断するということについては、意味はよくわかるが、気持はわりきれないという人も多くいる。

保安対策にしても、炭じん対策だけはなされているが、その他の点ではほとんど変りはない。やはり差別や保安無視を会社がただちに止めるということはないと思う。

D たしかに変ったものは散水設備と炭粉ダンが出来ただけで、やはり全体的には会社は一保安より生産」ということではないか。今日も羽根で扇風機が一時止って通気がないと言があったが、係員は「止っただけだからマイトはつけて打て」と指示している。これなどは、全く生産第一主義、保安無視ではなかろうか。

座談会

たたかいは不変

交渉をみんなでバックアップ

主張 一 正常化と今後の課題

正常化ということ

昨年末の中央交渉において、いままでの行きがかりにこだわらず、労資関係の正常化のため努力するという約束がかわされた。

それは、今後は三池労組の協力も得て、会社の運営をほかりたいという趣旨のものであり、会社としても今後の努力によってこれを達成しようというものである。

労資関係の正常化とは、一口にいうと、会社は何でも事前に組合と相談をし、組合の意見を十分尊重し、いきすらな紛争をおこさないようにすること、また組合も会社側が十分に意見をとり入れ、合意点に達した問題については、協力するという態度が必要である。

したがって、このような考え方について、本部、支部、職場のそれぞれが真剣に主張し、改善の要求をたえずくりかえすことを意味する。

三池労組のとりくみ

この場合、とくに留意しなければならないことは、第二組合のように、一切の権利を放棄して、いたいたこともわずに、無条件に会社のいうことに従うということは、正常化などとはいえない、ということである。

われわれは、あくまで権利を守り、命をするというたたかいは労働組合ほんらいの任務であり、このことの実践が、なんら「正常化」に逆行するのでもなく、このたたかいは、なんら制約をうけるものではない、と考えている。

したがって、第二組合のような無権利状態の労働者を、われわれ同様に権利や命を守らせる行動に参加するように呼びかけなければならない。このことが正常化を確立する重要な要素である。

以上のような前提にたって、当面、組合内の各級段階において、この目的にむけて、あらゆる交渉と統一ある行動を組織しなければならない。

二、人命尊重の保安法改正

(1)監督官庁の監督強化
(2)鉱山保安法の改正
(3)石炭鉱山組織の改正

三、石炭政策の変更

池田内閣の石炭政策は、独占資本の独善を助長し、人命無視の災害激増を生ぎとい事実をもってその不当性をバクロした。……

現在の石炭政策は各価企業の不当な合理化強行の背景をなしていることはあまりにも明らかである。よって今次大変災における政府の刑事、民事の責任を追及することを含め、国会内外のたたかいを粘り強く組織する。

四、反合理化斗争の強化

総評は一月一四、一五日に臨時大会を開催し、三池・鶴見大変災を契機とし「合理化から命を守るたたかい」を組織する。三池労組としては、炭労全体とともにその強化、推進をはかる。

このことは大幅賃上げとともに三池労組としての春斗体制の確立強化につながるものとして確認する。

また、今度の中央協定で確認された保安確保については、正常化についての具体的な約束事項の一つでもあり、この協定を実に生かすためには、もちろん保安委員会・生産会議・支部安全会議などで具体的な保安施策を確立させることも当然だが、問題は、現場でどのように具体的にたたかうかによって、本当に人命を守れるかどうかにかかっている。

会社は今回の協定で、現場で働く組合員の意見を十分尊重すると約束しているが、これを生かすためには、これに対しどれだけ具体的な問題点を全組合員が指摘するかどうかにかかっている。

長期抵抗路線を堅持

また、第三次合理化についてであるが、今回の協定は、第三次合理化に対して何らふれていない。したがって、第三次合理化は不調印のままであるという前提にたって、従来の方針を堅持して斗ってゆく。すなわち長期抵抗路線の姿勢は、いささかも変更する必要はない。

基本的な姿勢を堅持した態勢のなかで、職場規律に関するものや、勤休取扱い、福利関係事項などの諸問題は当然正常化のなかで、極力解決をはかってゆかなければならない。

賃金・労働条件、その他管理事項などについては、あくまでその不当性を認めず、従来の路線を堅持しつつ、春斗のなかでたたかってゆく。

さらに、遺家族・被災者の対策については、ただ単に協定を監視・要求するという立場だけでなく、さらに不十分な点に対しては、総評・炭労と相談の上、春斗のなかで対策本要求、対政府要求などを含めてたたかってゆく。

正常化の問題と当面の諸問題との関連を以上のようにとらえ、具体的には一月一二日の第六回中央委員会に提案した内容を、徹底した大衆討議をつうじ、早急に行動を組織しよう。

組合員の意見

大変災後の職場の状況

現場の狀況は変りない

なされたのは炭じん対策だけ

職場で協定の充実を

斗う構えを作ろう

五人組を基礎に

大衆斗争路線の再確認

春斗体制固まる

反独占斗争として

より広範なたたかいを

反合理化斗争の強化